

君津市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p>	<p><u>君津市個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p>

別表第1（第4条第1項）

機関	事務
1～4	省略

別表第2（第4条第1項、第2項）

機関	事務	特定個人情報
1～5	省略	

別表第1（第4条_____）

機関	事務
1～4	省略
5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条_____）

機関	事務	特定個人情報
1～5	省略	
6 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの